

新 名古屋市の 個人情報保護制度

個人情報保護法改正による制度改正について
(令和5年4月1日から名古屋市個人情報保護条例が全面改正されます)



個人情報保護法改正の概要

改正の背景

社会全体のデジタル化に対応した、「個人情報保護」と「データ流通」の両立が求められる中、地方公共団体ごとの個人情報保護条例の規定・運用の相違がデータ流通の支障になりうることから、個人情報の利活用を円滑化するためのルールや運用の統一が必要になってきました。

国内の個人情報保護制度は改正法により全国共通ルールが適用されることとなり、制度全体の所管が個人情報保護委員会に一元化されます。
地方公共団体の個人情報保護に関しては次のような事項が定められました。



1 個人情報の取扱い

個人情報の取扱いについて、全国共通ルールが適用されます。

改正

2 個人情報ファイル簿の作成・公表

保有する個人情報の概要を明らかにし、透明性を図ります。

新設

3 開示・訂正・利用停止請求権

開示等の請求権や要件、手続の主要な部分が法律で定められます。

改正

4 行政機関等匿名加工情報の提供制度

パーソナルデータを含むビッグデータの利活用を促進させます。

新設

そもそも個人情報とは…

- 生存する個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも含む）

例)・本人の氏名

- ・生年月日、連絡先（氏名と組み合わせることで特定の個人を識別できる場合）
- ・防犯カメラに記録された本人が判別できる映像
- ・特定の個人を識別できるメールアドレス（kojin-ichiro@example.com）
※example 社のコジンイチロウのメールアドレスとわかる場合



改正

1 | 個人情報取扱いについて、 全国共通ルールが適用されます。

保有に関して

- 法令の定める事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、個人情報を保有する
- 個人情報の利用目的について、当該個人情報がどのような事務又は業務の用に供され、どのような目的に使われるかをできるだけ具体的かつ個別的に特定する
- 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない



利用・取得に関して

- 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用してはならない
- 偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない 等

名古屋市独自の対応

名古屋市が行った例外的な個人情報の取扱い等について、名古屋市個人情報保護審議会への事後報告を行います。これにより市の個人情報の取扱いについて慎重さが担保され、透明性の確保を図ります。

新設

2 保有する個人情報ファイルについて、
一定の事項を記載した帳簿である
個人情報ファイル簿を作成し、公表します。

個人情報ファイル簿イメージ

[illegible]

個人情報ファイルとは

名古屋市の保有する個人情報を、容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物

例)〇〇システム、〇〇台帳

名古屋市独自の対応

個人情報保護法による個人情報ファイル簿の作成対象とならない**本人数1,000人未満の個人情報ファイル**についても個人情報ファイル簿を作成し、公表します。

3

個人情報の開示、訂正、利用停止請求について、主要な部分が全国共通ルールとなります。

開示請求

どなたでも、名古屋市が保有している自分の個人情報について、開示を請求することができます（法定代理人又は本人の委任による代理人により、本人に代わって請求することができます。訂正、利用停止請求についても同じです。）。名古屋市は、請求を受けた場合は、個人情報保護法で定める不開示情報を除いて、保有個人情報を開示します。

改正ポイント

名古屋市では、これまで法定代理人に限っていた本人以外からの開示請求について、任意の代理人による開示請求が可能になりました

訂正請求

どなたでも、名古屋市が保有している自分の個人情報について、内容が事実でないと思うときは、訂正を請求することができます。名古屋市は、請求を受けた場合は、調査を実施し、事実が請求のとおりであると認めるときは、事務の目的の達成に必要な範囲で訂正を行います。



利用停止請求

どなたでも、名古屋市が保有している自分の個人情報について、不適法な取得、保有、利用又は提供が行われていると思うときは、個人情報の消去、名古屋市での利用の停止又は提供の停止をすることを請求することができます。名古屋市は、請求を受けた場合は、調査を実施し、請求に理由があると認めるときは、利用の停止等を行います。

名古屋市独自の対応

名古屋市では、これまで訂正、利用停止請求ができる個人情報は、法令又は条例による開示を受けた個人情報に限定していましたが、その事前に開示を受けることが不要になりました

開示・訂正・利用停止請求の方法

受付場所

名古屋市市民情報センター（名古屋市役所西庁舎1階）

（土日祝日及び年末年始を除く8:45～12:00、13:00～17:00）

郵送による請求、名古屋市電子申請サービスによるオンライン申請も可能です

請求の際に必要なもの

本人であることの証明書類（運転免許証、旅券など）等

注：請求されてから一定の期間内に市から開示等の決定をします。

4

行政機関等匿名加工情報の提供制度が始まります。

行政機関等匿名加工情報とは

行政機関等が保有する個人情報を特定の個人を識別することができないように加工し、かつ当該情報を復元できないようにした情報

作成例

個人コード	氏名	住所	年齢	性別	電話番号	マイナンバー
1200001	丸八花子	名古屋市中区 〇〇1-2	116歳	女	090-1234-5678	123456789012
1200002	名古屋太郎	名古屋市西区 ××1-2	50歳	男	052-123-4567	123456789013

個人コード	氏名	住所	年齢	性別	電話番号	マイナンバー
		名古屋市中区	80歳以上	女	090-	
		名古屋市西区	50歳	男	052-	

削除

削除

一部削除

加工

一部削除

削除

制度の概要

新たな産業の創出、活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するため、行政機関等匿名加工情報の利用に関する提案を毎年1回以上募集し、事業者等から提案があった場合には、審査の上、行政機関等匿名加工情報を作成し、提供します。

提案募集の流れ



名古屋市独自の対応

市民の方が自分の個人情報を元にした加工情報の提供に関して知る機会を設けるため、また、提案事業者における匿名加工情報の取扱いを慎重なものとするため、提案事業者名等の公表を行います。

名古屋市の個人情報保護制度については、
市ウェブサイトでもご確認いただけます。

名古屋市 個人情報保護制度

検索

個人情報についてのお尋ねや相談について

名古屋市が保有する個人情報の取扱いや開示請求等のお問合せのほか、事業者との間で生じた個人情報の保護に関するお問合せ

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 スポーツ市民局市民生活部市政情報室

名古屋市が保有する個人情報

(052)972-3153

事業者が保有する個人情報

(052)972-3155

個人情報保護法相談ダイヤル

個人情報保護法の解釈や個人情報保護制度についての一般的な質問のほか、個人情報の取扱いに関する苦情解決のための必要なあつせんについてのお問合せ

03-6457-9849

受付時間 9:30~17:30

(土日祝日及び年末年始を除く)